

午後 8 時以降の夜間外出自粛に伴う公共施設の利用について

令和 3 年 1 月 8 日
飯 能 市

新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、県民への不要不急の夜間外出自粛が要請されたことに伴い、令和 3 年 1 月 9 日（土）から令和 3 年 2 月 7 日（日）までの間については、以下の施設の夜間利用を休止します。

◆ 対象期間

令和 3 年 1 月 9 日（土）から令和 3 年 2 月 7 日（日）

◆ 夜間の利用を休止する施設

施設名	所管課
市民会館	市民会館
市民活動センター	地域活動支援課
地区行政センター	各地区行政センター
トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園	子育て支援課
市民体育館	スポーツ課
阿須運動公園ホッケー場	
美杉台公園多目的グラウンド	
学校体育施設（小・中学校体育館、校庭）	